

特定復興再生拠点区域外への 帰還・居住に向けた今後の進め方について

令和 5 年 8 月

内閣府原子力被災者生活支援チーム
内閣府原子力災害現地対策本部
富岡町

特定復興再生拠点区域外への帰還意向確認と避難指示解除に向けて

- 昨年12月23日から、富岡町と内閣府は、特定復興再生拠点区域外への帰還意向の確認をさせていただいております。
- 令和4（2022）年度から実施させていただいている帰還意向確認の結果を踏まえ、令和5（2023）年度に除染範囲の検討、除染の準備、令和6（2024）年度以降から順次除染を開始させていただき、除染やインフラの復旧後、避難指示解除をする流れを想定しております。
- 第1期帰還意向確認結果（富岡町、令和5年6月30日時点）

	実績	備考
送付：発送数（部）	3 2 0	
世帯数（世帯）	2 4 0	
返送世帯数	1 6 8	
帰還希望あり	8 5	※1名以上が帰還希望ありの世帯数
営農意向あり	3 7	
営農意向なし	2 3	
その他	2 5	
帰還希望なし	4 0	※世帯員全員が帰還希望なしの世帯数
保留	4 3	※帰還希望者0名かつ1名以上が保留の世帯数

特定復興再生拠点区域外への帰還意向確認と避難指示解除に向けて

- 令和5年6月30日現在のご回答率はおよそ70%となっております。令和5年1月31日の締切以降もご回答を受け付けてきましたが、令和5年8月31日（必着）をもって、第1期の帰還意向確認は締め切らせていただきます。なお、令和5年9月1日以降も、本件に関するご相談を受け付けておりますので、ご不明点を含め、以下の問い合わせセンターへご連絡ください。

※特定復興再生拠点区域の外縁除染の対象となる範囲であっても、外縁除染範囲の除染・解体をもって、当該範囲の避難指示が解除されるものではないため、ご帰還にあたっては、意向調査のご回答を頂きますようお願いいたします。

問い合わせセンター連絡先 フリーダイヤル 0120-234-254

受付時間 8:30～17:15（平日のみ（祝日除く））

今後の進め方について

- 令和5年6月に、政府方針の**制度面の措置**のため、**法律の改正案（福島復興再生特別措置法改正案）が成立・施行**されました。今後、改正法に基づき、以下のような取組を進めていくことを想定しています。

【スケジュール】

○各自治体において、「計画」 (注) を策定・申請

※帰還意向のある住民の皆様が帰還して、安全・安心に居住できる範囲などを
定めたうえで策定

(注) 「特定帰還居住区域復興再生計画」

⇒ 国による認定

⇒ 令和6（2024）年度以降から順次除染開始